

山梨県の最低賃金

山梨県最低賃金が変わります！

1 山梨県内で働く全ての労働者には、下記の最低賃金が適用されます

山 梨 県 最低賃金	時 間 額 1,052円	効力発生日
		令和7年 12月1日

2 次の手当等は最低賃金に算入しません

- | | |
|------------------|----------------------|
| ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当 | ②時間外・休日・深夜手当 |
| ③臨時に支払われる賃金 | ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 |

3 特定の許可を受けた者は、最低賃金の減額特例が認められます

精神的・身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者、拘束時間の長い断続的労働の許可を受けた業務に従事する労働者等については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に、最低賃金の減額の特例許可が個別に認められています。

4 次の産業については、特定最低賃金が定められています

特 定 最低賃金 (時間額) ※1	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	1,047円※2 1,052円	効力発生日 改正審議中 令和6年12月27日
	自動車・同附属品製造業	1,029円※2 1,052円	効力発生日 改正審議中 令和7年1月3日

※1 年齢(18歳未満、65歳以上)、技能習得中(雇入れ後6月未満)及び特定の業務(清掃、熟練を要しない業務等)に主に従事している労働者については、特定最低賃金が適用除外され、山梨県最低賃金が適用される場合があります。

※2 山梨県最低賃金である1,052円の効力が発生する前日の令和7年11月30日までは「1,047円」または「1,029円」が適用になります。なお、各特定最低賃金については、現在、改正に向けた審議が行われています。

(お問い合わせ先)

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内1-1-1 1	(055-225-2854)
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-5 1	(055-224-5616)
都留労働基準監督署	都留市四日市場23-2	(0554-43-2195)
鰍沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鰍沢1760-1	(0556-22-3181)
	富士川地方合同庁舎5階	

令和7年度「業務改善助成金」のご案内

ご確認ください！☑

対象になる事業場

- ☐ 中小企業・小規模事業者であること
- ☐ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること。

★拡充

事業場内最低賃金が**1,052円未満**の事業者が、令和7年9月5日から令和7年11月30日までに賃金を引き上げる場合、助成金の対象となります。

- ☐ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支給要件

- ☐ 賃金引上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること

★拡充

令和7年9月5日から令和7年11月30日までに賃金引上げを実施し、賃上げ結果を提出すれば、賃金引上げ計画の提出は不要※となりました。

※ 同期間以外の賃金引上げは、一切本措置の対象となりませんので、ご注意ください。

- ☐ 引上げ後の賃金額を支払うこと
- ☐ 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

概要

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

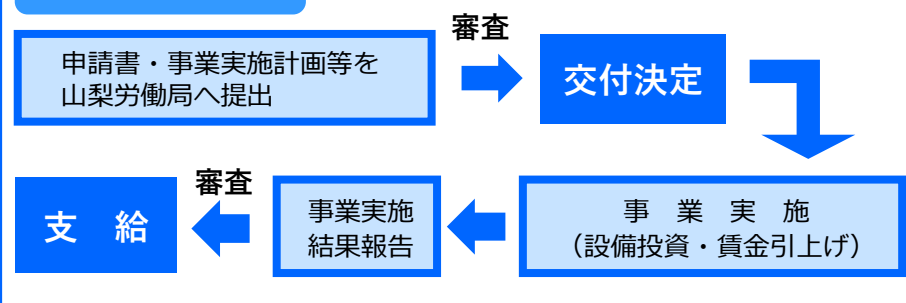
※ 同一事業場の申請は年1回まで

【設備投資等】 機器・設備などの導入、経営コンサルティングなど

〔物価高騰等要件※に該当する場合、助成対象経費の拡充が受けられます。パソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上または車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。〕

※ 物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月における売上高総利益率または売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者をいいます。

手続の流れ



助成率

1,000円未満	4 / 5
1,000円以上	3 / 4

賃金を引き上げる労働者数・助成上限額

区 分	(下段は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象)				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上※
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、事業場内最低賃金が1,000円未満または物価高騰等要件に該当する事業者が選択できます。

山梨県内での活用事例

【建設業】フォークリフトの導入

導入前	資材の運搬積み下ろし作業を既存のフォークリフトと手作業で実施
導入後	- 作業時間を大幅に短縮 - 手作業の積み下ろし作業を軽減

【飲食業】セルフオーダーシステムの導入

導入前	ホールスタッフが注文をとっていた
導入後	- 注文から料理提供までのスピードが速くなり、顧客回転率がアップ - オーダーミスが減った

＜お問い合わせ先＞
業務改善助成金
コールセンター
☎0120-366-440

＜申請先＞
山梨労働局雇用環境・均等室
甲府市丸の内1-1-11
☎055-225-2851

＜賃金引上げに向けた無料相談窓口＞
山梨働き方改革推進支援センター
甲府市酒折1-1-11 日星ビル4階
☎0120-755-099

詳しくはこちら

